

令和8年度 第1回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会 合同会議

日 時：令和8年6月25日（木）15時00分～16時30分

場 所：鹿島市役所 3階 庁議室

参 加 者：別紙のとおり

司会進行：広報企画課長

1. 開会 広報企画課長

2. 委嘱状の交付

新委員へ委嘱状の交付

3. 役員の選出

会長 松尾市長

副会長 区長会 尾崎様

監事 商工会議所 有森専務理事、都市計画課 峰松様 で承認

4. 会長のあいさつ

5. 報告

（1）鹿島市地域公共交通に関する経緯説明

（2）市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー等運行状況

【事務局から（1）（2）を合わせて説明】

【質疑・応答】

松尾会長：運行形態も要望があり、その都度変更しながら現在まで運行していますが、まだ市民全体の要望に応えることができるものにはなっていないと思います。

委員A：予約型のりあいタクシーについて、朝迎えに来てもらい、買い物などをした13時ごろに待っている方もいるため、日中の便を増やすなど融通を利かせていただくことはできないでしょうか。今後のお考えを聞かせていただけたらと思います。

事務局：帰りの時間については、それぞれ時間が合わないということはあると思われます。今後、計画を策定する中で状況の把握をしっかり行っていきたいと考えています。また、市に直接要望していただいてもかまいませんし、要望されている方をご紹介いた

できれば個別でヒアリングに伺うことも可能ですので、そういった形で情報をいただければと思います。

(3) 鹿島市地域公共交通計画改訂 業務内容・スケジュール及び今年度会議日程

【KCSから業務内容・スケジュールについて説明、事務局から今年度会議日程について説明】

【質疑・応答】

委員A：計画期間は何年間ですか。

事務局：令和9年度から5年間です。

先ほど委員からもお話がありましたが、アンケートは回答数を多く集めるほど有効なものとなりますため、お手元に届いた時には回答にご協力いただければと思います。

松尾会長：今年の4月から長崎本線も特急が減便し普通列車となっています。その点も含めた市内の公共交通が変化するため、鹿島市の公共交通として一番いい方向性について導き出せればよいと思っています。

6. 協議

(1) 令和8年度佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金 申請（案）

【事務局から説明】

【質疑・応答】

特になし

承認

(2) 令和9年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）計画認定申請（案）

【事務局から説明】

【質疑・応答】

特になし

承認

(3) 令和8年度補正予算（案）

【事務局から説明】

【質疑・応答】

特になし

承認

(4) 令和9年度事業計画(案)、当初予算(案)

【事務局から説明】

【質疑・応答】

特になし

承認

(5) 市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー無料運行期間実施(案)

【事務局から説明】

【質疑・応答】

委員C：無料運行期間実施(案)ということですが、運賃の取り扱いに関する話かと思います。

運賃に関する協議に関しては、公共交通協議会ではなく、運賃協議会という別の協議会で協議していただくということを数年前からご案内しています。価格について、複数の運行事業者の方がいらっしゃる場で協議を行うということが、独占禁止法の関係で問題があるという指摘があったため、全国的に取り扱いを変えています。そのため、今回採決を採るのではなく、こういった計画があるということでご理解いただく形をとり、別途、運賃協議会で最終的な決定を行っていただきたいと思います。

事務局：運賃改定協議会も鹿島市で立ち上げているため、改めて運賃に関する協議は実施し、今回は実施(案)に関する採決を行いたいと思います。

承認

(6) 鹿島市地域公共交通会議設置要綱改正(案)、鹿島市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)

【事務局から説明】

【質疑・応答】

特になし

承認

事務局：議事は終わりましたが、この協議会において可決された事項で、行政庁の指導等を含め、字句など軽微な修正が必要となった場合は、会長一任によりこれをなすことができるものとする付帯決議の承認をお願いします。

承認

7. その他

(次回開催予定) 令和8年10月6日開催予定

【予約型のりあいタクシーのキャンセル対応についての提案】

運行事業者：予約型のりあいタクシーについて、予約をいただきドライバーを派遣していますが、最近、直前のキャンセルや連絡なしのキャンセルが多くなっています。また、ドライバーを派遣しても、行く直前にキャンセルとなるため、その場合は、ドライバーの待機時間が問題となってしまいます。キャンセルの扱いについて、何か対策できないかと思いご提案させていただきます。

委員D：キャンセル時の労務にかかる対価がどうなっているか気になるところです。事業者の責によるものではないため、市に負担いただくということが本来の姿かと思います。

運行事業者：キャンセルの場合は、基本料金の810円と予約料金の500円を足した1,310円を市に請求させていただいています。しかし、キャンセルが当たり前の状態となることは適切ではないため、文言を入れていただければと思います。

委員D：「必ずキャンセルの場合はご連絡ください」等の周知は行ったほうがいいと思います。実際にキャンセルされる人について、把握できていますか。

運行事業者：ほぼ同じ方です。

委員E：予約は何時までとなっていますか。

運行事業者：前日の17時までです。当日の帰り便は、当日の9時までとなっています。

委員D：急な事情なども考えられるため、キャンセルできないとすることはできないと思います。しかし、キャンセル防止のための啓発は必要であると思います。

松尾会長：本人はキャンセルしてもお金が生じないという感覚でいる可能性も考えられます。

委員F：利用者に対するしおりなどがありますか。

事務局：利用者へ配布する利用案内に「キャンセルの場合はお電話お願いします」という文言は記載されているが、強調はされていないと思います。

今年度、計画策定に向けて予約型のりあいタクシーの登録者に向けてアンケートを発送するため、文書等で依頼を行いたいと思います。

【タクシー事業者の乗務員確保について報告】

運行事業者：昨今乗務員不足の話が各所で聞かれていると思いますが、乗務員確保ができており、タクシー車両27台に対して乗務員が33名となっています。稼働していないタクシーが0となり、先月末で求人募集も止めています。今後、再度募集をかける可能性もありますが、乗務員確保はできておりますので安心してご利用いただけたらと思います。

8. 閉 会 広報企画課長